

危険な

空家の解体費用 を補助します

木造住宅

最大 **50**
万円

市民の安全で安心な暮らしの確保及び良好な生活環境の保全並びに跡地利用の促進を図るため、**特定空家等と認定された空家**の解体工事にかかる費用の一部を補助します

対象空家

空家等対策特別措置法に基づく「**特定空家等**」

※倒壊など保安上危険な場合や、ゴミの放置、不法投棄など著しく衛生上有害な場合など、「建物の状態」と「周辺への影響」を総合的に勘案し、市が判定します。

対象者

特定空家等の所有者または相続人
(市税の滞納がないことが条件です)

対象工事

補助対象空家等及びそれに付属する工作物を**全て解体・除却し、更地とする工事**

補助内容

補助対象経費の5分の4 上限50万円

※3階以上の非木造建築物は、補助対象経費の5分の4、上限400万円

注意事項

- ・すでに完了した工事、着手した工事、交付決定前に行った契約による工事は、補助の対象となりません。
- ・補助の申請には、必ず市による事前調査申請が必要です。

手続の流れ

市へ事前申請

市が調査判定

市へ交付申請

市が交付決定

解体工事契約・
実施

市へ実績報告

市が補助額確定
・補助金交付



市ホームページ

詳細については、別紙「三条市特定空家等解体費補助金の概要」及び裏面「三条市特定空家等解体費補助金交付 手続の流れ」をご参照ください。

【問合せ先】 三条市市民部環境課 生活安全・交通係

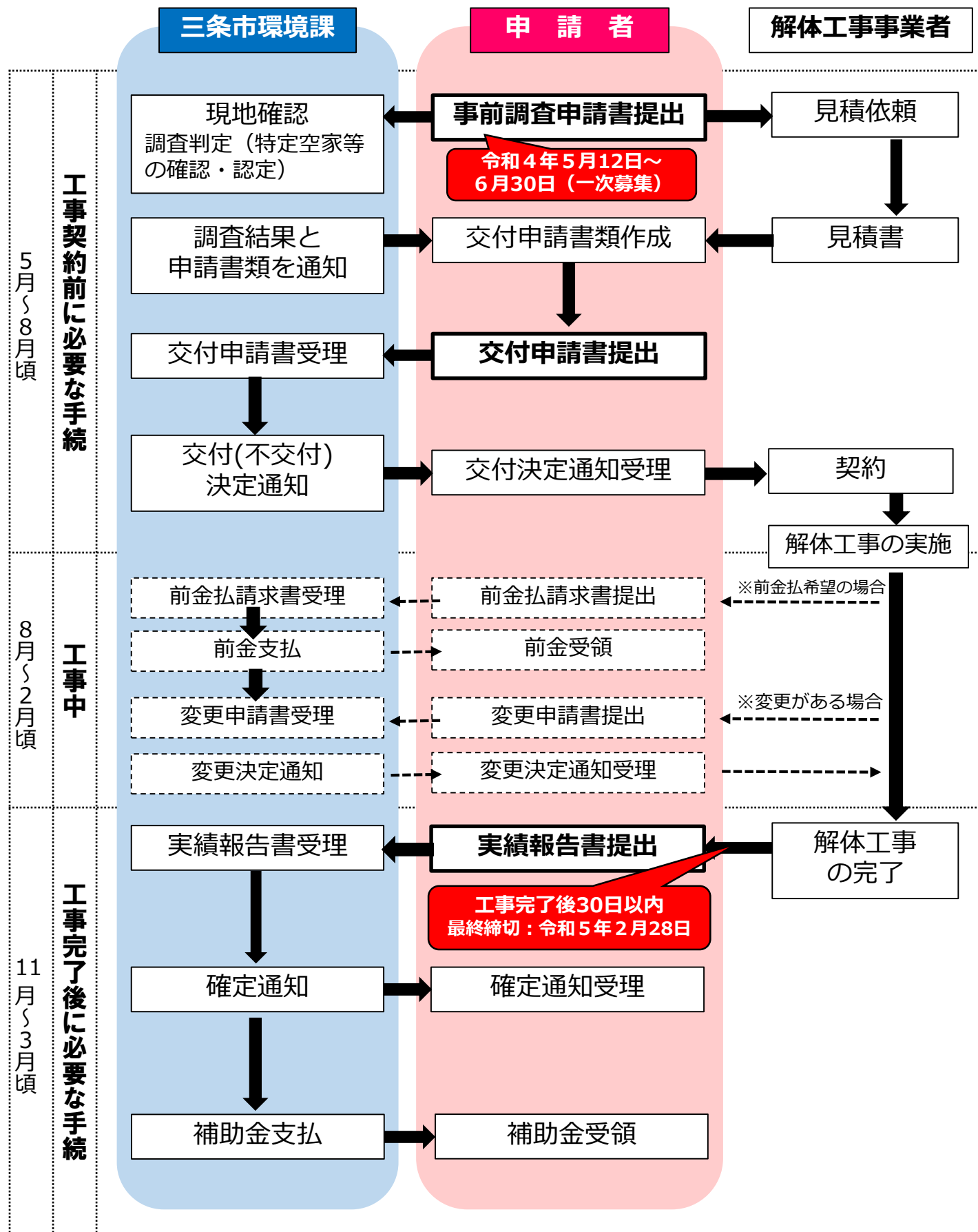
〒955-8686 新潟県三条市旭町2-3-1

電話：0256-34-5435 E-mail：kankyo@city.sanjo.niigata.jp

三条市特定空家等解体費補助金交付 手続の流れ

受付けは、原則、申請いただく先着順となります。

※予算額に達した時点で締め切ります。（一次募集で予算額に達しない場合は、追加募集を行います。）



※上記は、一般的なケースを想定した場合の流れです。予算状況等により時期が異なる場合があります。